

令和 3 年 4 月 17 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01279

研究課題名(和文)日本の批判的国際法学が国際法理論研究に与えた意義と将来の貢献可能性

研究課題名(英文)On the implication of the critical international legal theory in Japan and the possibility of theoretical contribution to international legal theory

研究代表者

桐山 孝信(KIRIYAMA, Takanobu)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30214919

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,500,000円

研究成果の概要(和文): 日本の国際貢献の一つである国連平和維持活動への派遣が、PKOそれ自体の性格変化と多国籍軍型平和活動への派遣可能性によって、日本国憲法の理念から離れていく危険性を指摘した。

日本の国際法学において世界的水準を維持している人民の自決権論を、20世紀前半の国民国家の形成過程における人民の排除という歴史的事実に照らして吟味することによって、帝国の国際法から国民国家の国際法への転換における積極的意味と、国民国家の純化を促進する機能を果たしたことの消極的評価の両面を統一的に把握する重要性を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本の国際貢献の一つである国連平和維持活動への派遣の問題や国際法上の自決権の意義を、プラスマイナス両方の意味があることを歴史的な発展と変化を視野に入れて検討したことに学術的意義があり、同時に国際貢献のあり方や自決権の役割を冷静に考える素材を提供したという意味で社会的意義がある。一見して別々の研究領域と思われる平和活動と自決権について、批判的国際法学の視点から吟味したことに研究の学術的意義がある。

研究成果の概要(英文): It is pointed out a danger that dispatching to UN peacekeeping operations, which is one of Japan's international contributions, will deviate from the idea of the Constitution of Japan due to the change in the character of PKO itself and the possibility of dispatching to multinational military peace operations.

By examining the theory of self-determination of the people, which situating at the world standard in Japanese international law, in the light of the historical fact of the exclusion of the people in the process of forming the nation-state in the first half of the 20th century, from the international law of the empire. It is pointed out the importance of unifying the positive implications of the conversion of the nation-state to international law and the negative evaluation of its function of promoting the purification of the nation-state.

研究分野：国際公法

キーワード：自決権論 安全保障 グローバルガバナンス

1. 研究開始当初の背景

本研究は、近年再検討が盛んに行われているポストコロナルアプローチや第三世界アプローチなどの国際法理論研究、なかでも批判的国際法学とみなされる潮流の意義を歴史的・社会的文脈に位置づけつつ、日本においても第二次世界大戦の敗戦を経て生み出された、日本に独自の批判的国際法学との比較・再検討を通じて、国際法理論における日本の批判的国際法学の歴史的意義と将来の貢献への可能性を明らかにすることを目的とする。

この目的を達成するために、第1に、批判的国際法学といわれる諸潮流が何を問題とし解決しようとしているかを、主として実証主義的国際法学との関係で位置づける。第2に、主権・自決権論や安全保障論といった具体的な分野を取り上げることによって、日本の批判的国際法学の特徴を明確にする。第3に、日本が置かれていた国際環境と国際法学とのかかわり明確にすることを通じて、国際法理論にとって日本の批判的国際法学が有する意義を示す。

2. 研究の目的

本研究では、近年再検討が盛んに行われている、ポストコロナルアプローチや第三世界アプローチなど、実証主義に基盤を置いた主流の国際法学に対する批判的な理論潮流の意義を明らかにするとともに、第二次世界大戦後の日本においても独自に発展した批判的国際法学との比較・検討を行うことによって、日本における批判的国際法学の先駆性や独自性を明らかにし、国際法学への貢献を発信することを目的とする。

すでに指摘したように、国際法理論研究は日本では海外からの輸入学問的な状況があるが、個別分野での業績を分析すれば、おのずから日本に独特な方法論を垣間見ることができる。それを可視化し、他の理論と比較・検討して国際法理論研究の現状に当てはめることができれば、日本にオリジナルな研究を顕彰することが可能になる。そうした作業を通じて日本の国際法学への貢献を語ることで、第1の学術的独自性である。

従来、国際法理論の研究は法哲学研究と親和性を持っていることもあって、具体的な国際法分野とは別個に、それ自体として法哲学研究の一成果とされがちであった。近年は、逆に法哲学の領域から、国際社会の課題に切り込む研究が目立つようになってきたが、具体的な国際法現象を取り上げて国際法理論の有用性を検証すること、これが第2の学術的独自性である。

さらに、理論が歴史的社会的な拘束を受けながら展開されていることを、自覚的に議論の俎上に載せることによって、さまざまな理論間の比較やメリット・デメリットを検証することが可能となり、水掛け論に終わらない建設的な「対話」が成立しうる。これが第3の学術的独自性となりうる。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成するための方法論は、しかしながらオーソドックスなものである。まず、現在再検討の対象となっている国際法理論、なかんずく批判的国際法学とも呼ぶべき潮流について議論状況のマッピング作業を行う。つまり、どのような経緯で新たな理論が提起され、どのような意義と射程を有しているかを明確にする。

これと並行して、日本での批判的国際法学についても、どのような経緯で提起され、どのような意義と射程を有しているかを明確にする。ただし、海外および日本の理論研究のいずれの検討にあたって、理論の紹介ではなく、むしろ理論を使って具体的な事象をどのように解剖してみせているのかに留意する。たとえば、上に述べたような田畑茂二郎や祖川武夫のような業績を精密に分析することによって、いわゆる実証主義に基礎を置く論考とどこがどのように異なり、何が新たな知見として加えられ、それが国際法研究にどのように貢献したのかについて明らかにできるように思われる。

第2に留意すべき点は、それらの業績を当時の社会的文脈と関わらせて理解することである。そのことによって、対象となる国際法規範の機能をどのように把握しているのかを考察することが可能となる。そうすれば、いわゆる批判法学が念頭に置いている、国際法規範を通じての社会変革や社会改革の意味を明らかにすることができる。たとえば、冷戦時代に日本では資本主義陣営と社会主義陣営の間の「競争的共存」という言葉が使われることがあったが、批判的国際法学者は、主権に象徴される国際法規範が価値のお対立を前提としながらも平和共存していこうとする社会のあり方に、どのように貢献することができるのかを真摯に考察していた。これらの業績を精密に分析することを通じて、将来の社会における国際法規範のあり方を検討する場合の大きな遺産として利用することができるということを明らかにしようとするものである。

4. 研究成果

安全保障に関する研究成果として、桐山孝信「国連平和維持活動の『ゆらぎ』と日本の国際平和協力の課題」法学雑誌 65 巻 3・4 号(2019 年)142 - 160 頁、同「戦後世界と恒藤恭の社会科学的研究」法学雑誌 64 巻 1・2 号(2018 年)38 - 62 頁、同「恒藤恭『憲法問題』の時代 1949-1964」大阪市立大学史紀要 12 号(2019 年)21 - 35 頁を公表した。

また、自決権に関連する諸問題にかかわって、山形英郎編『国際法入門 - 逆から学ぶ(第2版)』(2018年、法律文化社)「主権と自決権」44 - 58頁、「国際連合法」274 - 288頁を分担執筆し、浅田正彦編『国際法(第4版)』(2019年、東信堂)において、「第8章国家領域」189 - 208頁を分担執筆した。

そうした中で、上記で示したような海外での自決権論をめぐる著書を検討する中で、「民族」でない者の排除による国民(民族)国家の形成と問題点を、桐山孝信「住民交換協定にみる国民国家形成と国際法の変容 - 20世紀初頭のバルカンの悲劇と自決原則 - 」芹田健太郎ほか編『実証の国際法の継承：安藤仁介先生追悼論文集』信山社、2019年、199 - 219頁、同「20世紀前半期欧州の住民移動をめぐる国際法」浅田正彦ほか編『現代国際法の潮流：第2巻』、東信堂、2020年、55 - 71頁、として発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 桐山孝信	4. 巻 65
2. 論文標題 国連平和維持活動の「ゆらぎ」と日本の国際平和協力の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 711-729
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐山孝信	4. 巻 12
2. 論文標題 恒藤恭『憲法問題』の時代：1949-1964	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪市立大学史紀要	6. 最初と最後の頁 21-35
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 桐山 孝信	4. 巻 64巻1・2号
2. 論文標題 戦後世界と恒藤恭の社会科学的研究	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学雑誌	6. 最初と最後の頁 38-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計3件

1. 著者名 芹田 健太郎、坂元 茂樹、薬師寺 公夫、浅田 正彦、酒井 啓亘	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 1060
3. 書名 実証の国際法学の継承	

1. 著者名 法学セミナー編集部	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 146
3. 書名 9条改正論でいま考えておくべきこと	

1. 著者名 浅田 正彦、桐山 孝信、徳川 信治、西村 智朗、樋口 一彦	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東信堂	5. 総ページ数 511
3. 書名 現代国際法の潮流2	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------